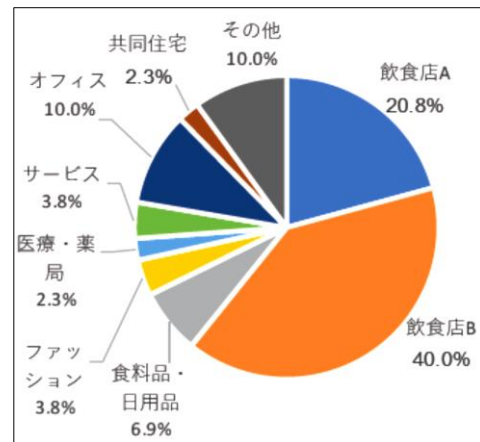


その結果、横幅が50cmを超えるものが多く、店舗側と車道側とは概ね半々、方向は直交するものが多いことが分かりました。

店舗の業種構成では、目黒通りに面する建物の全フロアについて、飲食店、食料品・日用品、ファッション、サービス、オフィス、共同住宅などに分類して調査を行いました。区間は、目黒通りの大鳥前商栄会と権之助坂商店街の上りと下り側、権之助坂の中街区（目黒1の4）とに分けました。1階における飲食店の割合は、大鳥前商栄会（全数39）の18%に対して、権之助坂商店街（全数130）は半数以上となっています。すべての階では、大鳥前商栄会（全数220）は共同住宅が約5割、店舗系は2割弱になっており、権之助坂商店街（全数634）では店舗系が4割以上あり、共同住宅は2割になっています。



1階用途の構成（権之助坂 n=130）

（2）実地調査の結果と「まちづくりルール」の活用について話し合っています。

それぞれの商店街では、役員の皆さんがこの調査結果を共有し、また、この調査結果をもとに、各沿道商店街の特徴や課題を捉え、今後の「商店街まちづくり憲章・まちづくりルール」を活用した商店街のまちづくりの取組方策について、短期と中期の視点から話し合いを進めています。

2 自転車等の放置禁止区域変更の検討が進んでいます。

平成14年に指定され現在に至っている目黒駅周辺の放置禁止区域では、放置自転車等の撤去数は減少していますが、主に目黒通りを中心に現行の放置禁止区域外への放置が顕著になっています。また、坂道でもあるため災害発生時の障害ともなります。

このため、目黒通り沿いを中心に、新たに放置禁止区域を指定することで、放置自転車の解消及び都道等の通行の安全性の向上を図ることとしています。現在、地域の皆さんのご意見をお伺いしながら検討案をとりまとめ、今後、警察など関係行政機関と協議・調整を進め、平成30年度中に変更指定を行う予定です。



現在の放置自転車禁止区域

3 下目黒一丁目地区で「街づくりの会」からニュースが配られました。

下目黒一丁目地区では、2番、3番、4番街区の近隣住民有志による勉強会として発足した「下目黒街づくりの会」（「目黒区地域街づくり条例」の登録団体です。）が、これまでの話し合いの成果について、関係する権之助坂商店会及び下目黒一丁目町会の関係者の方と懇談会を行いました。

こうした中で、「下目黒街づくりの会」では、本年3月にこれまでの取組などについて、「街づくりの会ニュース」としてとりまとめ、下目黒一丁目2番から4番街区の皆さんに配布しました。



（表面）

（裏面）

4 その他の取組など

（1）町会や商店会で防犯カメラの設置など、安全・安心の取組を進めています。

地区内の町会・商店会では、地域の防犯活動を補完する取組として、プライバシーに配慮しながら防犯カメラの設置を進めています。下二南町会では、平成29年度に設置を行い、下目黒一丁目町会でも権之助商店会と日の出学園及び田道小学校と連携して、同年度に設置を行いました。また、大鳥町会では、大鳥前商栄会と連携しながら、平成30・31年度に設置する予定です。

（2）大鳥前商栄会で街路灯が設置されました。

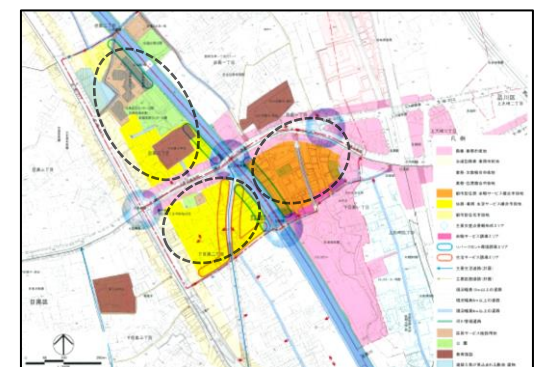
商店街アーケードが撤去された大鳥前商栄会では、夜間の防犯や、商店街歩行者の安全な通行を図るため、商店街街路灯の設置を進め本年3月に工事が完了しました。



大鳥前商栄会の街路灯

（3）複合市街地の土地利用状況等の調査がまとまりました。

複合市街地（住・商・業・産などの多様な機能で構成された市街地）における今後の街づくりの方向性や進め方を整理するため、特性の異なる3つの地区で土地利用状況等の調査を行いました。区では、平成30年度から下目黒一丁目地区において、さらに詳細な調査を行いながら、地区の皆さんと具体的な街づくりについて話し合いを進めていく予定です。



3地区の将来都市像と土地利用の方向性